小作争議調査表

No. 21

（月報第一一二号）

（昭和八年八月分）

項目	内容
場所	朝倉郡立石村大字一ッ木
関係人員 地主	深江山猪之吉
関係人員 地主	〃 卯太郎
関係人員 小作人	川原政吉
地主関係団体	ナシ
原因	小作人（佐八ノ実弟）は実母が深江山佐八に再縁した為（元佐八方に寄寓中のところ）昭和六年十月佐八死亡せしため前記田畑を小作することとなりしも放蕩のため借財を生じ佐八の遺産を費消する虞あるに依り地主深江山卯之吉等は親族会議の上小作人の追放策として土地を引上げんとしたるに因る。
発生	昭和八年八月一三日
終熄	昭和〃年八月一九日
関係地種類面積	田 四段一畝二十六歩 畑 五畝一畝五歩
小作人関係団体	ナシ
要求事項	土地返還要求
経過	小作人は全農福岡県連合会依井支部長吉森善三郎の応援を得て離作料二百五十円を要求したるも会又有志の調停に依り八月十九日解決
結果	一、立毛は九十六円二十五銭にて地主買収すること 二、地主は離作料として百三十円を給すること 三、小作人は即時土地返還すること

備考

財団法人協調会福岡出張所